平成２９年（フ）第１８号
秋田県能代市落合字下大野37番地３
債務者　菊谷　　学
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１９号
秋田県山本郡八峰町峰浜畑谷字川端55番地３
債務者　山崎　晴子
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第７３号
茨城県那珂市津田2663番地２　牛川アパート201
債務者　遠藤　　忍
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３号
群馬県桐生市新里町赤城山712番地145
債務者　宇野　絹枝
１　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３９号
石川県河北郡内灘町字大根布９丁目25番地、従前の住所金沢市矢木３丁目253番地（従前々の住所）金沢市割出町619番地１
債務者　塩谷　栄子（旧姓高畑）
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４号
岐阜県羽島市正木町大浦新田７丁目40番地、住民票上の住所岐阜県養老郡養老町西小倉86番地
債務者　森田　藤吉
１　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
岐阜市野一色３丁目２番10―202号（長森荘Ｅ棟）、前住所岐阜市野一色４丁目６番１号
債務者　大淵　教史
１　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６８号
岐阜市本荘西３丁目１番地　（スカイハイツ108号室）、前住所岐阜市石谷770番地22
債務者　房野　澄子
１　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５６号
滋賀県高島市今津町松陽台２丁目11番地19
債務者　中村　里美（旧姓茂籠）
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
滋賀県湖南市岡出１丁目１番24号
債務者　大西　陽子
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
滋賀県栗東市下鈎1178番地（203号）
債務者　加藤　　光
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
滋賀県栗東市下鈎1178番地（203号）
債務者　加藤　美鳥
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
広島市安佐北区落合１丁目48番１―503号
債務者　加藤　信幸
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７７号
広島県安芸郡海田町寺迫１丁目２番７号
債務者　河野　裕介
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７号
広島市中区基町19番１―646号
債務者　植田　　清
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６号
広島県安芸郡熊野町貴船７番１―703号
債務者　西中　辰子
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目２番７号
債務者　佐伯　恵美（旧姓小田）
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部